

国水環防第4号
国水砂第6号
平成29年6月1日

厚生労働省 老健局 総務課 認知症施策推進室長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課長

砂防部 砂防計画課長

水防法等の一部改正に係る協力について（依頼）

水防法等の一部を改正する法律（平成二十九年五月十九日法律第三十一号）により、水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。）に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等が義務づけられました。

この改正を受けて、国土交通省では、地方公共団体や施設管理者等に対して法改正の内容や関連する手引き等に係る周知を行う予定です。

貴職におかれましては、本周知に関して、関係機関又は関係団体にご協力いただけるよう、必要な対応をお願いします。

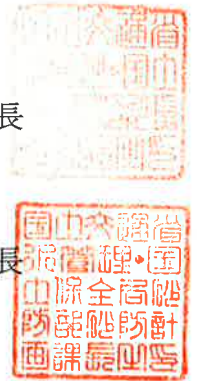
国水環防第4号
国水砂第6号
平成29年6月1日

厚生労働省 老健局 高齢者支援課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課長

砂防部 砂防計画課長



水防法等の一部改正に係る協力について（依頼）

水防法等の一部を改正する法律（平成二十九年五月十九日法律第三十一号）により、水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。）に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等が義務づけられました。

この改正を受けて、国土交通省では、地方公共団体や施設管理者等に対して法改正の内容や関連する手引き等に係る周知を行う予定です。

貴職におかれましては、本周知に関して、関係機関又は関係団体にご協力いただけるよう、必要な対応をお願いします。

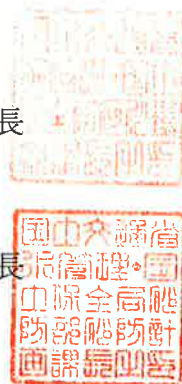
国水環防第4号
国水砂第6号
平成29年6月1日

厚生労働省 老健局 振興課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課長

砂防部 砂防計画課長



水防法等の一部改正に係る協力について（依頼）

水防法等の一部を改正する法律（平成二十九年五月十九日法律第三十一号）により、水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。）に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等が義務づけられました。

この改正を受けて、国土交通省では、地方公共団体や施設管理者等に対して法改正の内容や関連する手引き等に係る周知を行う予定です。

貴職におかれましては、本周知に関して、関係機関又は関係団体にご協力いただけるよう、必要な対応をお願いします。

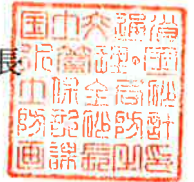
国水環防第4号
国水砂第6号
平成29年6月1日

厚生労働省 老健局 老人保健課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課長

砂防部 砂防計画課長



水防法等の一部改正に係る協力について（依頼）

水防法等の一部を改正する法律（平成二十九年五月十九日法律第三十一号）により、水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。）に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等が義務づけられました。

この改正を受けて、国土交通省では、地方公共団体や施設管理者等に対して法改正の内容や関連する手引き等に係る周知を行う予定です。

貴職におかれましては、本周知に関して、関係機関又は関係団体にご協力いただけるよう、必要な対応をお願いします。